(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県下閉伊郡山田町境田町一三番一五から同町北浜町三〇三番まで	前	一一・〇〇～二八・二六メートル	一・二七七キロメートル
	後	一七・七〇～四六・三九メートル	一・二四四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月一日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡山田町境田町一三番一五から同町北浜町三〇三番まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月一日

○東北地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月一日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	宮城県刈田郡蔵王町宮字本屋敷一一番四から同町宮字二坂二九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月一日

○関東地方整備局告示第二百八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市平田二丁目一六五番二地先から同市平田二丁目一三五三番六八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月一日

○関東地方整備局告示第二百八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻五丁目四五一番一地先から同市田尻五丁目三七八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月一日

○関東地方整備局告示第二百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市高谷二〇一九番一六から同市高谷二〇一九番四八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月一日

○関東地方整備局告示第二百八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻五丁目四五一番一地先から同市田尻五丁目三七八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月一日

○北陸地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月一日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び三百五号	加賀市西島町チ七三番一から同市加茂町チ六八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月一日

○中国地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前			
	C	九・五〇～一八・〇〇メートル	四三・四八六キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	九・五〇～一八・〇〇メートル	四・四六キロメートル	
	A	六・八九～二二・五〇メートル	一八・七三四キロメートル	
	後			
	C	一〇・〇〇～一二・〇〇メートル	六・〇一〇キロメートル	
	B	六・八九～二二・五〇メートル	一八・七三四キロメートル	
	A	一〇・〇〇～一二・〇〇メートル	六・〇一〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所